

修習給付金を受ける司法修習生の社会保険及び税務上の取扱いについて

1 社会保険の取扱い

(1) 健康保険

- 国民健康保険に加入することになる(現行貸与制下の司法修習生と同じ。)
- なお、給費制下の司法修習生と同様に裁判所共済組合に加入できないかが問題となるが、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第2条第1項第1号は、国家公務員共済組合の組合員たる「職員」の範囲として、「常時勤務に服することを要する国家公務員」(「政令で定める者」、具体的には、同法施行令(昭和33年政令第207号)第2条第2項第4号所定の「国…から給与を受けない者」等を除く。)であることを前提としている。司法修習生は、国家公務員でない上、国から給与を受けない者であるため、同法第2条第1項第1号所定の「職員」には該当しない。
- 親族が健康保険に加入している場合、その被扶養者として健康保険の「被保険者」(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項)とならないかが問題となるが、修習給付金の支給を受けた場合、「主としてその被保険者により生計を維持するもの」(同条第7項)とはいいい難いことから、健康保険の被保険者には該当しない。

(2) 年金

- 健康保険と同様の整理により、国民年金の第一号被保険者(国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第1号)に当たることになる(現行貸与制下の司法修習生と同じ。)

2 税務上の取扱い

(1) 所得税の課税の有無

- 修習給付金は、貸与金と異なり返済が予定されていない以上、所得税法上の「所得」に該当する。
- なお、修習給付金が非課税所得である「学資に充てるため給付される金品」(所得税法(昭和40年法律第33条)第9条第15号)に該当しないかが問題となり、この点は、国税庁担当者と協議中である(なお、これまでの法務省と国税庁の担当者協議では、修習給付金の金額規模等から、同号に該当する金品と直ちに解するには難しい面があるのではないかという指摘があった。)

(2) 所得の性格

- 仮に、非課税所得に該当しない場合、その性格(雑所得か給与所得か)が問題となる。この点も、国税庁担当者と協議することになる(これまでの法務省と国税庁の担当者協議では回答は得られていない。)が、修習給付金は、

基本的に雑所得に当たるのではないかと考えられる。すなわち、「給与所得」とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうところ、修習給付金は、労務提供の対価ではなく（給与とは明らかに性質の異なるものと整理されている。）、司法修習生の任用関係を雇用契約類似と整理することも容易ではないからである。

- 修習給付金について、雑所得となれば、その収入については確定申告を要することになる。

(3) 住民税の課税の有無

- 住民税も課税されることになる。修習給付金の金額規模からして、非課税要件は満たさないのが通常と考えられる。

(参照条文)

○ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（被保険者）

第五条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者とする。

（適用除外）

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者を除く。

二 （略）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）に基づく共済組合の組合員

四 （略）

五 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第三条第二項の規定による日雇特例被保険者の同法の規定による被扶養者を除く。

六 船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者

七～十一 （略）

○ 健康保険法（大正11年法律第70号）

（定義）

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一～九 （略）

2 （略）

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

一 次に掲げる事業の事業所であって、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ～タ （略）

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を

使用するもの

4～6 (略)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りではない。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

8～10 (略)

○ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。

二～七 (略)

2～4 (略)

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号）

（職員）

第二条 (略)

2 法第二条第一項第一号に規定する臨時に使用される者その他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

四 国及び行政執行法人から給与を受けない者

○ 国民年金法（昭和34年法律第141号）

（被保険者の資格）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）

二 厚生年金保険の被保険者（以下「第二号被保険者」という。）

三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持する

もの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

2・3 （略）

○ 所得税法（昭和40年法律第33号）

（課税所得の範囲）

第七条 所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。

一 非永住者以外の居住者 全ての所得

二 非永住者 第九十五条第一項（外国税額控除）に規定する国外源泉所得（以下この号において「国外源泉所得」という。）以外の所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

三～五 （略）

2 （略）

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一～十四 （略）

十五 学資に充てるため給付される金品（給与その他対価の性質を有するもの（給与所得を有する者がその使用者から受けるものにあつては、通常の給与に加算して受けるものであつて、次に掲げる場合に該当するもの以外のものを除く。）を除く。）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するため給付される金品

イ～ニ （略）

十六～十八 （略）

2 （略）

（給与所得）

第二十八条 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

2 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。

3・4 （略）

（雑所得）

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3・4 （略）

以 上